

## 宇部市生涯学習人材バンク実施要綱

### (設置)

第1条 自発的な学習を行おうとする市民及び団体に、豊富な専門知識・技能等を有する市民を紹介するため、宇部市市民環境部市民活動課内に宇部市生涯学習人材バンク(以下「人材バンク」という。)を設置する。

### (登録)

第2条 市長は、本人から申し出のあった者で次に掲げる条件を満たす者を人材バンクに登録する。

- (1) 原則として無償で活動する者
- (2) 原則として年間を通じて活動できる者
- (3) 政治、宗教、営利を目的として活動しない者

2 市長は、登録された者(以下「登録者」という。)に登録証を発行する。

3 市長は、登録者の氏名及び活動内容を市広報やホームページ等に掲載するものとする。

### (登録の抹消)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録者の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録者から辞退の申し出があったとき。
- (2) 登録者が第2条第1項各号に掲げる条件に合致しなくなったとき。
- (3) その他市長が登録者としての適性に欠けると認めたとき。

### (利用の申込み)

第4条 人材バンクを利用しようとする者は、原則として利用を希望する日の30日前までに市長に利用申込書を提出するものとする。

2 市長は、当該利用の許否を登録者に確認し、利用申込書を提出した者に通知するものとする。

### (必要経費の負担)

第5条 利用に際しての資料代、材料費、交通費その他の必要経費は、利用者が負担するものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。